

西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務に係る公募型プロポーザル実施要領

平成 29 年 8 月 8 日

1 目的

この要領は、大崎地域広域行政事務組合（以下「本組合」という。）の西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務の委託業者について、業務を遂行する優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により特定するため、必要な事項を定める。

2 定義

本業務委託の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザルは、業務を遂行する提案者を選定する場合において、提案者の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。また、技術提案書の提出を希望する者からの参加資格確認申請書の提出を求め、提出された参加資格確認申請書により参加資格の審査を行う。次に、提案者から技術提案書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。最後に提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続きを行う。

3 業務概要

- (1) 業務名称 西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務
- (2) 業務場所 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容 別紙「西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務仕様書」による
- (5) 予算額 31,212 千円（消費税及び地方消費税を含む）

4 西地区熱回収施設の計画概要

- (1) 事業方式
DBO 方式
- (2) 西地区熱回収施設の計画規模
140 t／日
- (3) 西地区熱回収施設の処理方式
ストーカ方式
- (4) 建設候補地 大崎市古川桜ノ目字新高谷地 地内

5 参加資格等

参加申請者は、次に掲げる参加資格要件のすべてを満たしているものとする。

なお、技術提案書の提出後においても資格要件を満たさなくなった場合、当該参加者の参加資格を取り消すことがある。

- (1) 本組合又は大崎市において、公告日現在で入札参加資格者名簿に「測量コンサル業者」 - 申請業種「土木関係建設コンサルタント業務」 - 「廃棄物」として登録されている者で「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」の対象でないこと。なお、所管警察署に照会する場合がある。
- (2) 国土交通省の建設コンサルタントの事業登録(廃棄物部門)を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は当該工事の入札日6か月以内に手形及び小切手を不渡りした者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 当該業務の仕様書等に従い業務が遂行できること。
- (5) 平成19年度から平成28年度に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設(140t/日以上発電付全連続焼却式の施設に限る。)のDBO方式における整備・運営に係るアドバイザー業務を元請けとして受託し、完了した実績を有すること。
- (6) 本組合又は大崎市から指名停止を受けていないこと。
- (7) 廃棄物関連施設に係る技術的知識と十分な経験を有する、次の資格を持つ技術士をそれぞれ配置できること。(管理・照査技術者は、本業務の公告日現在3か月以上の雇用関係にある者に限る)

ア 管理技術者

技術士(総合技術監理部門-衛生工学(廃棄物管理)), 技術士(衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野)の内、いずれかの資格を有すること。

また、平成19年度から平成28年度に、国又は地方公共団体が発注する一般廃棄物焼却施設(140t/日以上発電付全連続焼却式の施設に限る。)のDBO方式における整備・運営に係るアドバイザー業務を照査技術者以外として担当し、完了した実績を有すること。

イ 照査技術者

技術士（総合技術監理部門-衛生工学（廃棄物管理））、技術士（衛生工学部門 廃棄物に関する専門分野）の内、いずれかの資格を有すること。

ウ 担当技術者

担当技術者として各部門に必要な資格者を配置すること。

6 選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは下記のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 公告 | 平成 29 年 8 月 8 日（火） |
| (2) 質問受付期間 | 平成 29 年 8 月 9 日（水）から
平成 29 年 8 月 15 日（火）まで（午後 4 時必着） |
| (3) 参加申請書類受付期間 | 平成 29 年 8 月 9 日（水）から
平成 29 年 8 月 22 日（火）まで（午後 4 時必着） |
| (4) 参加資格審査の結果通知 | 平成 29 年 8 月 25 日（金） |
| (5) 技術提案書受付期間 | 参加資格審査結果通知の日から
平成 29 年 9 月 8 日（金）まで（午後 4 時必着） |
| ヒアリング | 平成 29 年 10 月 13 日（金）（予定） |
| (6) 技術提案審査結果通知 | 平成 29 年 10 月中旬 |
| (7) 契約締結予定日 | 平成 29 年 10 月下旬 ※予定 |

7 参加申請書類の様式

参加申請に必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 参加資格確認申請書（様式 1）
- (2) 誓約書（別記様式（第 4 条関係））
- (3) 会社概要調書（様式 2-1）
- (4) 一般廃棄物焼却施設（140 t/日以上発電付全連続燃焼式の施設に限る。）DBO 方式におけるアドバイザー業務に係る業務経歴書（様式 2-2）
- (5) 管理技術者調書（様式 3-1）
- (6) 照査技術者調書（様式 3-2）
- (7) 担当技術者調書（様式 3-3）

8 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

- (1) 質問提出期限 平成 29 年 8 月 15 日（火）まで（午後 4 時必着）
- (2) 質問書提出方法

質問は、提出期限内に質問書（様式 6）をメールにて送信してください。電話、口頭等による質問は一切受付しません。

(3) 質問の回答

提出された質問事項及び回答は、随時本組合ホームページに掲載します。なお、質問の回答期限は8月17日（木）とする。

9 参加申請書類の提出

参加申請書類等の提出方法は次のとおりとする。

- (1) 提出期限 平成29年8月22日（火）まで（午後4時必着）
- (2) 提出方法 持参，郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお，電送は認めない。
- (3) 提出部数 各10部
※ただし，参加資格確認申請書（様式1）は1部でよい。

10 技術提案書類の様式

技術提案に必要な提出書類は次のとおりとする。

- (1) 技術提案書（様式4）
- (2) 業務の実施体制表（様式5）
- (3) 業務の実施方針（A4版任意様式2頁以内）
- (4) 実施スケジュール案（A3版任意様式1頁以内）
- (5) 具体的作業内容（A4版任意様式3頁以内）
- (6) 特定テーマ（A4版任意様式2頁以内）
 - ア 当該地区において，建設予定地が工業団地・民家に隣接しているのを踏まえた上で，考えられる課題，留意事項とその対応策について
 - イ 循環型社会構築のため，本事業で取り入れられるべき手法，方針などについて
- (7) 見積書及び内訳書（A4版任意様式）

11 技術提案書類の提出

- (1) 提出期限 参加資格審査決定通知の日から平成29年9月8日（金）まで（午後4時必着）
- (2) 提出方法 持参，郵便書留又は簡易書留のいずれかとする。なお，電送は認めない。
- (3) 提出部数 各10部
※ただし，見積書は1部でよい。

12 技術提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合，提案は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合
- (4) 提案者が他人の提案を代理した場合
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤脱または識別しがたい見積をした場合。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合や、求められる義務を履行しなかった場合

1.3 ヒアリングの実施

技術提案審査の過程において、次のとおりヒアリングを実施するものとし、ヒアリングの時間・場所については、各者に後日通知する。

- (1) 実施日時 平成 29 年 10 月 13 日（金）（予定）
- (2) 実施方法及び留意事項
 - ア 各者のヒアリング時間は、提案時間 15 分、質疑応答 15 分の合計 30 分とする。なお、30 分を超えた場合、説明及び質疑途中でであっても打ち切りとする。
 - イ 出席者は、1 者につき 8 名以内とする。また、ヒアリングには様式 3-1 の管理技術者が同席すること。なお出席者については、様式 5 の業務の実施体制表に記載された者が極力出席すること。
 - ウ ヒアリング実施中は、他の提案者の会議室への入室は不可とする。
 - エ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間である 10 分以内に行うこと。
 - オ パソコンによるプレゼンテーションを行う場合は、スクリーン、プロジェクターは本組合で準備するが、パソコンは参加者が持参すること。
 - カ 事前に提出された技術提案書類は、本組合が審査員に配布する。
 - キ 説明は、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で行うこと。

1.4 審査方法等

- (1) 審査方法
 - 審査は、プロポーザル審査委員を選定し行う。審査委員は、管理者が任命又は委嘱する。審査の結果「優先交渉権者及び次点者」を決定する。なお、予算額を超えている場合は提案者の失格とする。
- (2) 評価項目及び配点
 - 審査にあたっての評価の配点は別添資料のとおりとする。
- (3) 審査結果

審査結果は、すべての提案者に通知する。なお、優先交渉権者1者、次点者1者については、特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申し立ては受け付けないとする。また、審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

1.5 契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

- (1) 本組合は、審査により特定した者と契約を行うものとする。(地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約)
- (2) 予定価格は、優先交渉権者から提案された業務及びその業務を実施するために必要な見積内訳書及び明細内訳書を参考に算定する。
- (3) 本組合は、優先交渉権者と提案された内容を精査し、見積り合わせを行い、業務委託契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、本組合は、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

1.6 これまでの経過及び本業務の業務場所の概要

- (1) 建設候補地において、西地区熱回収施設と大崎広域新リサイクルセンター建設のための生活環境調査と施設整備基本計画の策定は終了している。
- (2) 西地区熱回収の事業方式は、定性評価及び経済的な定量評価を実施した結果、DBO方式を採用することで決定した。
- (3) 西地区熱回収施設の処理方式及び施設規模等の基本事項については、平成27年9月に「西地区熱回収施設等施設整備基本計画書」としてまとめた。なお、「西地区熱回収施設等施設整備基本計画書」・「生活環境影響調査」の閲覧等を希望する場合は、公告に記載してある問い合わせ先に問い合わせること。

1.7 提出書類作成上の基本事項

- (1) プロポーザルは当該業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果物の一部の作成や提出を求めるものではない。具体的な計画作業は、契約した後、技術提案書に基づいて発注者と協議の上開始する。
- (2) 提出書類は、別紙様式に基づき作成する。
- (3) 提出書類は、すべて片面印刷とする。
- (4) 文字の大きさは12.0ポイントの大きさとする。ただし、図表等に用いる文字の数及び大きさは対象外とする。
- (5) 提案は簡潔にわかりやすく記載する。
- (6) 提出期限以降における技術提案書等の差し替え又は再提出は認めない。ただし、

ヒアリングの際における説明資料（パワーポイント等の発表資料）については、技術提案書類に記載した内容を逸脱しない範囲で可とする。

1.8 提出書類の内容に関する留意事項

提出書類の作成にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 一般廃棄物焼却施設（140 t/日以上発電付全連続燃焼式の施設に限る。）DBO方式におけるアドバイザー業務経歴書には平成19年度から平成28年度に受託し、完了した実績（元請に限る）を記入すること。（会社全体での実績を記入すること。）
- (2) 業務の実施体制表
 - ア 配置予定の管理技術者等を記載すること。
 - イ 配置予定者は参加申出者に所属するものとする。
- (3) 管理技術者・照査技術者・担当技術者調書
 - ア 業務の実施体制表に記載された各技術者について、経歴等を記載する。
 - イ 管理技術者、照査技術者については直接雇用関係を証明できる書類を提出すること。（健康保険被保険者証の写し等）
 - ウ 担当技術者については、雇用関係を証明できる書類（外注の場合は、その関係を示す書類）を提出すること。
- (4) 業務の実施方針
 - ア 本業務委託を遂行するため、受注者としての具体的な実施方針を記載すること。
 - イ A4版任意様式2頁以内に記載すること。
- (5) 実施スケジュール案
 - ア 委託期間を契約締結日から平成31年3月31日として、本組合と契約締結した場合の業務の実施スケジュールを記入すること。
 - イ 業務の実施手法及び実施スケジュール（工程計画、動員計画）について具体的に記入すること。
 - ウ A3版任意様式1頁以内に記載すること。
- (6) 具体的作業内容
 - ア 仕様書の項目ごとに具体的作業内容を示すこと。
 - イ A4版任意様式3頁以内に記載すること。
- (7) 特定テーマ
 - ア 次の設問に対する対応策等について、提案内容を記入すること。
 - ① 当該地区において、建設予定地が工業団地・民家に隣接しているのを踏まえた上で、考えられる課題、留意事項とその対応策について
 - ② 循環型社会構築のため、本事業で取り入れるべき手法、方針などについて
 - イ 各設問A4版任意様式2頁以内に記載すること。
- (8) 見積書

ア 見積書は、提案業務全体の経費の明細内訳（算定根拠等）を明示すること。

19 その他

- (1) 提出された書類は、プロポーザル終了後も返却しない。
- (2) 技術提案書に関する著作権については、提案各社に帰属するものとする。ただし、優先交渉権者として特定された者の技術提案書及び成果品の著作権については、本組合に帰属するものとする。
- (3) 技術提案書等の作成及びヒアリングへの参加に関する一切の費用は提出者の負担とする。
- (4) 委託業務遂行に際し、技術提案書に記載された管理技術者・照査技術者の内容変更は認めない。ただし、変更の理由及び変更予定者について本組合が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 提出された技術提案書等は、公平性、透明性及び客観性をきすため、個人情報に係る事項を除き公表する場合がある。

別添1

西地区熱回収施設整備・運営に係るアドバイザー業務評価基準表

●審査表

評価項目	評価の着目点	配点
1	実績 会社の実績	5
2	技術士数 会社に在籍する技術士数(廃棄物関係)	5
3	技術者評価 配置予定技術者の実績, 資格	10
4	組織評価 組織としての実施体制 (どんな特徴があるか, どんな工夫がされているか, 人員配置等)	10
5	実施方針 本事業の特徴又は本地域に特有の課題を把握し, 本業務に関する理解度が高い実施方針となっているか。	10
6	実施スケジュール 本事業の特徴を把握し, スケジュールが的確かつ実 現性の高い内容となっているか。	5
7	具体的作業内 容 本事業の特徴を把握し, 作業内容が具体的で理解し やすく, 的確かつ実現性の高い内容となっているか。	10
8	特定テーマ 的確性, 実現性, 課題の把握 循環型社会構築のため, 本事業で取入れるべき手 法・方針の内容	10
9	ヒアリング 技術力, コミュニケーション力, 業務の取り組み姿勢 等	25
10	参考見積 10点×(最低見積額/当該見積額)	10
計		100

※各委員の持ち点は100点とする。(委員9名×100点=900点満点)